

申告はお早めに！

確定申告

申告・相談期間は

2月16日(金)～3月15日(木)です

●所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税の確定申告、贈与税の申告に関する問い合わせ＝豊田税務署
☎0565(35)7777(自動音声案内から「0」を選択)

●市民税・県民税に関する問い合わせ＝税務課市民税担当
☎(32)8003 ☎(32)250015
🌐<http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/zeimu/minzei/kakuteishinkoku.html>

確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得と、それに対する税金を自分自身で正しく計算し、申告期限までに申告して納税する手続きのことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合(還付)の2つのケースがあり、事業を経営する人の他に、サラリーマンや年金の受給者なども対象になることがあります。

ご自分で確定申告をする必要があるかないかをあらかじめ確かめて、確定申告が必要な人は、お早めに準備をお願いします。

自宅でも確定申告書の作成ができます

国税庁ホームページ(🌐<http://www.nta.go.jp/>)の確定申告書等作成コーナーでは、パソコン、タブレット、スマートフォンから確定申告書の作成ができます。

また、e-Tax^{イータックス}(国税電子申告・納税システム)を利用すると、確定申告書等作成コーナーで作成したデータを、インターネットを経由してそのまま送信することができます。

●確定申告書等作成コーナーの操作が分からないときは？

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ
ご相談ください

☎0570(01)5901

受け付けは月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く)の午前9時から午後5時までです。
※確定申告期間中の受け付けは、原則午前9時から午後8時までです。「0570」は全国一律市内通話料金で掛けられるナビダイヤルです。ナビダイヤルが利用できない場合は、☎03(5638)5171(通常の通話料金)をご利用ください。

●e-Taxの利用にあたり、マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、パソコン操作などが分からないときは？

マイナンバー総合フリーダイヤルへ
ご相談ください

📞0120(95)0178

受け付けは午前9時30分から午後8時まで(年末年始を除く。土・日曜日、祝日は午前9時30分から午後5時30分まで)です。
※受付時間は変更される場合がありますので、内閣府のホームページ(🌐<http://www.cao.go.jp/>)でご確認ください。また、フリーダイヤルが利用できない場合は、☎050(3818)1250(通常の通話料金)をご利用ください。

！ 確定申告書などを提出する際は、次の2点が必要です

マイナンバー(12桁)の記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。



本人確認書類の提示、または写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者の本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。
※控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です。

◎本人確認書類の例 例1:マイナンバーカード

例2:通知カード+身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)

マイナンバーカードを利用して、自宅などのパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。

平成29年分の確定申告をするにあたっての留意事項

●医療費控除

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」(添付)が必要となります(平成29年分から平成31年分までの確定申告については、領収書の添付、または提示によることもできます)。ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費のお知らせ)を添付すると、明細の記入を省略できます。

●セルフメディケーション税制について(医療費控除の特例)

適用を受けるためには、申告者本人が、特定健康診査(いわゆるメタボ健診)、予防接種(定期接種、またはインフルエンザ)、定期健康診断(事業主健診)、健康診査(人間ドックなどで、医療保険者が行うもの)のいずれかの取り組みを受けており、特定一般用医薬品などの購入額が1万2千円を越えていることで控除の対象となります(控除上限8万8千円)。

ただし、従来の医療費控除との併用はできません。また、控除の適用には、前記の取り組みを行ったことを明らかにする書類(添付、または提示)と「セルフメディケーション税制の明細書」(添付)が必要となります。

●ふるさと納税

ふるさと納税のワンストップ特例の適用を申請している人で、次のいずれかに該当する人は、ワンストップ特例の申請の有無に関わらず、全てのふるさと納税に係る寄付金を含めて確定申告をする必要があります。

- ①医療費控除などの適用を受けるなど、平成29年分の確定申告をする人
- ②ふるさと納税先が6団体以上ある人

●住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築、購入、または増改築などをしたときは、一定の要件に当てはまれば住宅借入金等特別控除を受けることができます。初めて控除を受ける人は、確定申告をする必要があります(2年目以降は、年末調整で控除が受けられます)。なお、住民税で控除を受ける場合は、住民税の納税通知書が送付されるまでに申告書を提出する必要があります(年末調整で住宅ローン控除をした場合は、改めて申告書を提出する必要はありません)。

●復興特別所得税

平成25年分の確定申告から、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付が必要です。記載漏れのないようにご注意ください。

■確定申告相談・説明会日程

月日	会場	みよし市役所 (研修室)		豊田市福祉 センター	
		申告相談	無料 税務相談 (税理士会主催)	申告相談	説明会 (税理士会主催)
3	土				年・医
4	日				年・医
5	月	市			
6	火	市			
7	水	市			
8	木				
9	金				
10	土				
11	祝				
12	振休				
13	火				
14	水				
15	木				
16	金	△	△	◎	
17	土				
18	日			◎	
19	月	△	△	◎	
20	火	△	△	◎	
21	水	△	△	◎	
22	木	△	△	◎	
23	金	△	△	◎	
24	土				
25	日			◎	
26	月	△	△	◎	
27	火	△	△	◎	
28	水	△	△	◎	
1	木	△		◎	
2	金	△		◎	
3	土				
4	日				
5	月	△		◎	
6	火	△		◎	
7	水	△		◎	
8	木	△		◎	
9	金	△		◎	
10	土				
11	日				
12	月	△		◎	
13	火	△		◎	
14	水	△		◎	
15	木	△		◎	

■各相談・説明会に必要なもの

説明会	必要なもの
年金受給者 説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金の源泉徴収票の原本 ・国民健康保険税(料)など社会保険料の年間支払額を証明するもの ・生命保険料控除証明書や地震保険料控除証明書 ・給与・公的年金以外の収入のある人は、その所得金額が計算できる資料 ・平成28年分の申告をした人はその申告書の控え <p>開催時間 9:30~12:00(受け付けは9:00から)</p>
医療費控除 説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除の適用を受ける人は、医療費控除の明細書(国税庁ホームページなどからダウンロード)を事前に作成し、持参 <p>開催時間 13:30~16:00(受け付けは13:00から)</p>
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・給与などの源泉徴収票の原本 ・本人名義の口座の分かるもの(通帳など) ・印鑑(朱肉を使用するもの) ・電卓、筆記用具 ・利用者識別番号などの通知 ・税務署から確定申告書が送られてきた人はその確定申告書(ある人のみ) ・マイナンバーカード(または通知カードと運転免許証など)

※消費税の申告相談については、3月16日(金)から4月2日(月)までの間は豊田税務署で行います(土・日曜日、祝日を除く)。

※市・県民税の申告相談は、市役所2階202会議室で行います。対象者には1月下旬にご案内を郵送します。

【表中の記号説明】

◎=所得税・消費税・贈与税の申告相談

△=給与所得者・年金受給者の申告相談

市=市・県民税の申告相談

年=年金受給者説明会

医=医療費控除説明会

※相続税の相談は、いずれの会場でも行いません

■申告会場のご案内

●みよし市役所申告会場 ☎(32)8003 ㊚(32)2585

対象	<p>給与所得者・年金受給者の還付申告(パソコン入力方式)および申告相談</p> <p>※次の()内に該当する人の相談は、みよし市役所申告会場では受け付けができません。下記の豊田市福祉センター申告会場をご利用ください。</p> <p>(住宅借入金等特別控除のある人、自営業の人、農業の人、貸家・貸地のある人、土地や建物、株式などの譲渡や贈与のあった人、株の配当のあった人、外国において支払われる公的年金のあった人、消費税の申告が必要な人)</p>
----	---

- ▶とき=2月16日(金)から3月15日(木)まで(土・日曜日を除く)
 - ▶受付時間=午前9時から11時まで、午後1時から4時まで
※混雑状況により、時間内であっても受け付けを終了する場合があります。
 - ▶ところ=みよし市役所3階研修室1・2・3
 - ▶その他=みよし市会場での申告は、本人によるパソコン入力方式のみ
- ※例年、午前、午後それぞれの早い時間帯や受付開始から1週間程度は、大変混み合います。その他の時間帯や期間は、比較的待ち時間が短くなりますので、分散利用にご協力ください。



▲申告者自身がパソコンで申告書を作成

●豊田市福祉センター申告会場(豊田市錦町1-1-1)

対象	<p>給与所得者・年金受給者などの還付申告、住宅借入金等特別控除のある人、自営業の人、農業の人、貸家・貸地のある人、土地や建物、株式などの譲渡や贈与のあった人、株の配当のあった人、外国において支払われる公的年金のあった人、消費税の申告が必要な人および申告相談など</p>
----	---

- ▶とき=2月16日(金)から3月15日(木)まで(土・日曜日を除く。ただし、2月18日(日)、25日(日)は受け付け可)
 - ▶開設時間=午前9時から午後5時まで(受け付けは午後4時まで)
- ※会場の混雑の状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。
- ▶ところ=豊田市福祉センター
 - ▶その他=贈与税の申告期間は2月1日(木)から3月15日(木)まで。消費税の申告期限は4月2日(月)まで
- ※豊田市福祉センターでの開設期間中、豊田税務署では申告相談を行いませんのでご注意ください。

